

広域入所の申込みについて : 市外の方が、守谷市の保育所の申込みをする場合

< A. 守谷市に転入予定がある場合 > 【提出先】 守谷市役所すくすく保育課 窓口

- 入所希望月の前月末の最終開庁日17時までに、守谷市に転入して住民登録の手続きを完了することを申込条件に、「転入予定者」として取り扱います。

なお、それまでに手続きが確認できなかった場合には、保育所利用承諾の取消（または保育の実施の解除）となる可能性がありますので、ご注意ください。

- 守谷市指定書式の申込書類で申し込んでください。  
また、通常の必要書類に加え、「転入確約書」および以下の添付書類の提出が必要となります。

【添付書類 1】 転入予定地が確認できるもの（次のいずれかの資料）

- ・不動産売買契約書の写し ※住所、契約者（押印されたもの）、引渡日のわかる箇所を添付してください。
- ・賃貸契約書の写し ※住所、契約者（押印されたもの）、入居開始日のわかる箇所を添付してください。
- ・同居同意書 ※祖父母等の家に同居される場合は、同居予定者に記入してもらい、添付してください。

【添付書類 2】 入所希望月の前年度の市区町村民税の課税証明書（父母 1 部ずつ、コピー可）

《例》 令和 7 年度入所申込みの場合 ⇒ 令和 6 年度の市区町村民税の課税証明書の提出が必要

※課税証明書の提出がない場合、申込みは受付できますが、同一点数時の審査において不利な取扱いとなります。

- 既に「退職が決定」している場合は、求職活動での取扱いとなります。「就労確約書」をご提出のうえ、認定期間内（入所希望日から3か月以内）に就労認定基準を満たす就労を開始する必要があります。既に「転職が決定」している場合は、現在の就労先の「就労証明書」と、転職先の「内定証明書」を両方用意し、ご提出ください。

- 現在育児休業中の方については、入所翌月15日までに復職することが前提での申込み以外は、受付できません。

※県外など遠方により、受付期間内に来庁する都合がどうしてもつかない場合は、お住まいの市区町村の保育担当課を通して提出してください。余裕を持って、守谷市への締切日の10日程度前までを目途に提出してください。市区町村の担当者には「広域入所協議書は不要で、申込書類の転送のみでよいと守谷市役所に聞いている」とお伝えください。

< B. 守谷市に転入予定がない場合 > 【提出先】 お住まいの市区町村の保育担当課

- お住まいの市区町村を通しての申込み及び結果通知となります。余裕を持って締切日の10日程度前までを目途に、お住まいの市区町村の保育担当課に必要書類をご提出ください。

- 現在お住まいの市区町村指定書式の申込書類で申し込んでください。  
また、守谷市書式の「管外受託用 広域入所確認シート」を一緒に添付してください。

- 基本的に守谷市民の児童が優先で利用調整を行います。市外在住の児童の受入れは困難な状況であることを、あらかじめご了承ください。  
また、入所が決定した場合でも、単年度入所（年度末までの入所）となります。次年度も引き続き入所を希望する場合は、改めて次年度の入所申込みをし、利用調整を受ける必要があります。

- 現在育児休業中の方については、入所翌月15日までに復職することが前提での申込み以外は、受付できません。また、転入予定のない方は、「育休延長許容」での申込みは受付できません。